

愛知県立大学周年記念事業委員会規程

(設置)

第1条 愛知県立大学に、愛知県立大学周年記念事業委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 委員会は、愛知県立大学周年記念事業（以下「記念事業」という。）を企画し、その実施に関する基本的な事項を審議し決定する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者を委員とし、組織する。

(1) 学長

(2) 副学長

(3) 学部長

(4) 入試・学生支援センター長、教育支援センター長、教養教育センター長、学術研究情報センター長、地域連携センター長

(5) 事務部門長

(6) 守山キャンパス長

(7) 全学同窓会長

(8) その他学長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、役職在任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、副学長（総括）がその職務を代行する。

(委員会の運営)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員会は、その運営に際し必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聞くことができる。

(実行委員会)

第7条 委員会は、記念事業の種類ごとにその細目を企画し、実施するために実行委員会を置くことができる。

2 前項の実行委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会の事務)

第8条 委員会に関する事務は、県大総務課において行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。